

## ○横須賀市の入札制度・運用に関する意見書（第10期）【概要】

### 審議結果

#### 1 審議案件の総評

令和2年1月から令和3年12月の期間における契約案件は、工事771件、業務委託934件及び物件調達765件、延べ2,470件であった。そのうち、工事92件、業務委託12件及び物件調達12件、計116件を抽出し、当委員会において審議を行った。

その結果、対象案件及び契約案件の発注手続に関しては、概ね適正に処理されていた。

#### 2 工事の一般競争入札

##### (1) 1者入札及び2者入札について

令和3年12月末現在の1者入札及び2者入札の合計は44件であり、前年度と比較して17件減少し、平成28年度から令和3年度にかけて、漸減の状況が続いている。

「1者入札及び2者入札」が発生した場合には、落札率が高くなる可能性があり、競争性の観点からも課題となることから今後も十分に注視していく必要がある。

##### (2) 入札不調について

令和3年12月末現在の入札不調件数は29件であり、前年度と比較して7件減少し、令和元年度以降、漸減の状況が続いている。

入札不調は、事業を実施する目的が達成できないことにより、市民生活にも悪影響を及ぼす可能性があることから、今後も原因を把握するとともに引き続き状況を注視し、改善策を講じていく必要がある。

##### (3) 固定額型最低制限価格方式について

固定額型最低制限価格方式は、入札において最低制限価格を設定する制度である。

横須賀市では、市内事業者の低額落札を防止し、市内経済の活性化を図ることを目的に、平成22年4月から固定額型最低制限価格方式を導入した。この方式は、落札率を下げ止まりさせ、価格競争の幅を狭めるものでもあることから、納税者である市民への責務として、発注者である横須賀市は、経済効果と財政負担のバランスを慎重に判断し、運用していかなくてはならない。

今後も引き続き下げ止まりしたことによる高値落札についても注意を払う必要がある。

また、予定価格を事前公表する際には、最低制限価格の設定時に任意のランダム係数を乗じることにより同額回避に努めているが、最低制限価格を下回ってしまうと落札外となるため、今後も引き続き改善に向けて研究していくことを期待する。

#### (4) くじ引きによる落札者の決定について

固定額型最低制限価格方式は、積算により最低制限価格を算出できる場合には、当該価格での同額入札を誘発し、くじ引きによる落札決定の増加につながりやすい側面を有している。

事業者にとって、くじ引きが多発することは経営努力では落札につながらないという負の要素もあるので、他都市の成功例も含めて、今後も引き続き改良方策を研究していくことを期待する。

#### (5) 格付け制度による入札について

格付け制度による入札は、主要8業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、造園工事及び水道施設工事）において市内事業者限定に発注し、工事規模（予定価格）に応じて条件設定を行っている。

土木一式工事と舗装工事においては、入札平均参加者数が多く、区分別によるインセンティブ効果が低いため、令和元年度から発注区分を3区分から4区分に見直したことから、入札平均参加者数について一定の改善が図られたことにより、格付け区分別による発注件数の割合については、概ね適切な配分であると評価できる。

格付け制度については導入後、間もないことから、今後も毎年度見直すことにより、受注状況の推移等の変動に対応し、制度の運用等に対して十分に注視していく必要がある。

なお、横須賀市では「入札、契約手続等に対する苦情処理要綱」による運用を実施しているが、制度自体への苦情等についての申立はみられない点を付言する。

### 3 随意契約

横須賀市では、随意契約の案件ごとに随意契約理由書により「概要」、「適用する地方自治法施行令の条文」、「随意契約理由」及び「事業者の選考理由」を明記することとしており、契約の透明性は確保されているものと考えられる。

今後も、真に一般競争入札に付すことができないか十分に精査して取り組むことが大切である。

また、随意契約によって発注する場合においては、当該案件が、当該事業者固有の技術を要するものなのか、知的財産権が付随するものなのか等について他の事業者からも事情を聴取する等の確認作業を行うとともに、予定価格の設定においては、市場価格から逸脱しないよう、引き続き細心の注意を払う必要がある。

### 4 その他

#### (1) 不正のない入札及び契約事務の実施について

横須賀市においては、入札による不祥事は発生していないが、官製談合防止法研修などのコンプライアンスに関わる研修を継続的に行うことは非常に重要である。

オンライン研修等を活用することにより、常に職員の意識の啓発を行い、引き続き、不正のない入札及び契約事務に努められたい。

## 結びに

入札手続にあたっては、公正性・透明性・公平性・競争性の確保とともに、地元経済の活性化といった命題に取り組んでいるところであり、これらをバランスよく両立させることが肝要である。

そして、納税者である市民の負託を受けて公共事業を発注していることを常に意識して、今後も引き続き適正な入札手続に取り組むことを期待している。

第10期 横須賀市入札監視委員会の委員【任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日】

役職	氏名	職名等
委員長	細田孝一	神奈川大学法学部長
委員長職務代理者	青山裕治	公認会計士・税理士、青山裕治公認会計士事務所
委員	今村哲也	関東学院大学法学部教授
委員	望月由佳子	弁護士、法律事務所レガート

第10期 横須賀市入札監視委員会の開催状況

開催日	議事内容等	審議案件数 (監視案件数)		
		工 事	業務委託	物件調達
第 1 回 令和2年 9月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した工事案件等に関する審議 (令和2年1月1日～令和2年6月30日契約)</li> <li>令和元年度の入札結果について</li> </ul>	16件 (108件)	2件 (222件)	2件 (173件)
第 2 回 令和2年 12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した工事案件等に関する審議 (令和2年7月1日～令和2年9月30日契約)</li> </ul>	16件 (153件)	2件 (172件)	2件 (137件)
第 3 回 令和3年 3月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した工事案件等に関する審議 (令和2年10月1日～令和2年12月31日契約)</li> </ul>	14件 (140件)	2件 (66件)	2件 (100件)
第 4 回 令和3年 11月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した工事案件等に関する審議 (令和3年1月1日～令和3年6月30日契約)</li> <li>令和2年度の入札結果について</li> <li>第10期意見書作成について</li> </ul>	16件 (146件)	2件 (242件)	2件 (190件)
第 5 回 令和4年 3月8日～22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した工事案件等に関する審議 (令和3年7月1日～令和3年9月30日契約)</li> </ul>	16件 (119件)	2件 (159件)	2件 (79件)
第 6 回 令和4年 6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した工事案件等に関する審議 (令和3年10月1日～令和3年12月31日契約)</li> <li>第10期意見書について</li> </ul>	14件 (105件)	2件 (73件)	2件 (86件)

\* 審議案件の抽出方法

(工事)

- ① 予定価格が1億円以上の場合 (入札) 1/2抽出 … 最大3件 (随意契約) 1/2 … 最大2件
- ② 予定価格が5千万円以上1億円未満の場合 (入札) 1/5抽出 … 最大4件 (随意契約) 1/5 … 最大2件
- ③ 予定価格が1千万円以上5千万円未満の場合 (入札) 1/10抽出 … 最大5件 (随意契約) 1/10 … 最大2件
- ④ 予定価格が1千万円未満 (入札) 上位2件抽出 (随意契約) 上位1件抽出
- ◆入札案件①並びに随意契約案件①及び④は、契約金額の高い案件から無作為抽出
- ◆入札案件②～④は、落札率の高い案件から無作為抽出
- ◆随意契約案件②及び③は、契約日が早い案件から無作為抽出  
(業務委託・物件調達)
- ◆入札案件及び随意契約案件とも契約金額の高い案件から上位1件抽出